

内閣参質二〇一第四二号

令和二年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出ねんきん定期便に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出ねんきん定期便に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「未送達」という用語については、厚生労働省としては、基本的に「送付したが返送された」という趣旨で使用しているが、先の答弁書（令和二年二月十日内閣参質二〇一第二三号。以下「前回答弁書」という。）三についてにおいては、お尋ねの「未送達」について、この趣旨のほか、前回答弁書五についてでお答えしたねんきん定期便の送付を停止している場合を含むねんきん定期便が届いていないことを意味することも考えられたため、「具体的に意味するところが必ずしも明らかではない」とお断りした上で、ねんきん定期便が届いていない被保険者の総数についてお答えしたものである。

二について

ねんきん定期便が届いていない被保険者については、前回答弁書六についてで述べたとおり、ねんきん定期便が届いていない被保険者からの相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認することにより、被保険者にねんきん定期便が確実に届くように努めているところである。また、ねんきん定期便が届いていない被保険者であっても、年金事務所等において当該被保険者が自身の年金記録を確認することができる

体制を整備している。

三について

送付されたねんきん定期便が返送される理由については、前回答弁書四についてでお答えしたもののは、か、例えば、被保険者が病院への入院等により、ねんきん定期便を送付している住所に長期間にわたり不在である場合が考えられるが、個別の事案によつて様々であるため、一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの「「転居も転職もしていない人」については、どのような理由で返送されたと考えているのか」については、被保険者からの相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認してまいりたい。

四について

お尋ねの件数については、年度ごとの統計をとつていないので、お答えすることは困難である。なお、日本年金機構で把握している範囲では、平成三十一年一月から令和元年十二月までの間における当該件数については、約五十三万件となつてている。

五について

「返送されてからも複数回、少なくとも、もう一回は同じ住所に送るべき、または、その他の方で確

認すべき」との御指摘については、前回答弁書六についてでお答えしたとおり、ねんきん定期便が返送された原因を確認できないまま同じ住所に送付し続けることは、個人情報の保護等の観点から慎重であるべきものと考えているが、ねんきん定期便が届いていない被保険者に対しては、被保険者からの相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認するとともに、より多くの方に年金事務所等に相談いただけるよう、日本年金機構とも連携を図りながら周知及び広報を工夫することにより、積極的な呼び掛けを行つてまいりたい。